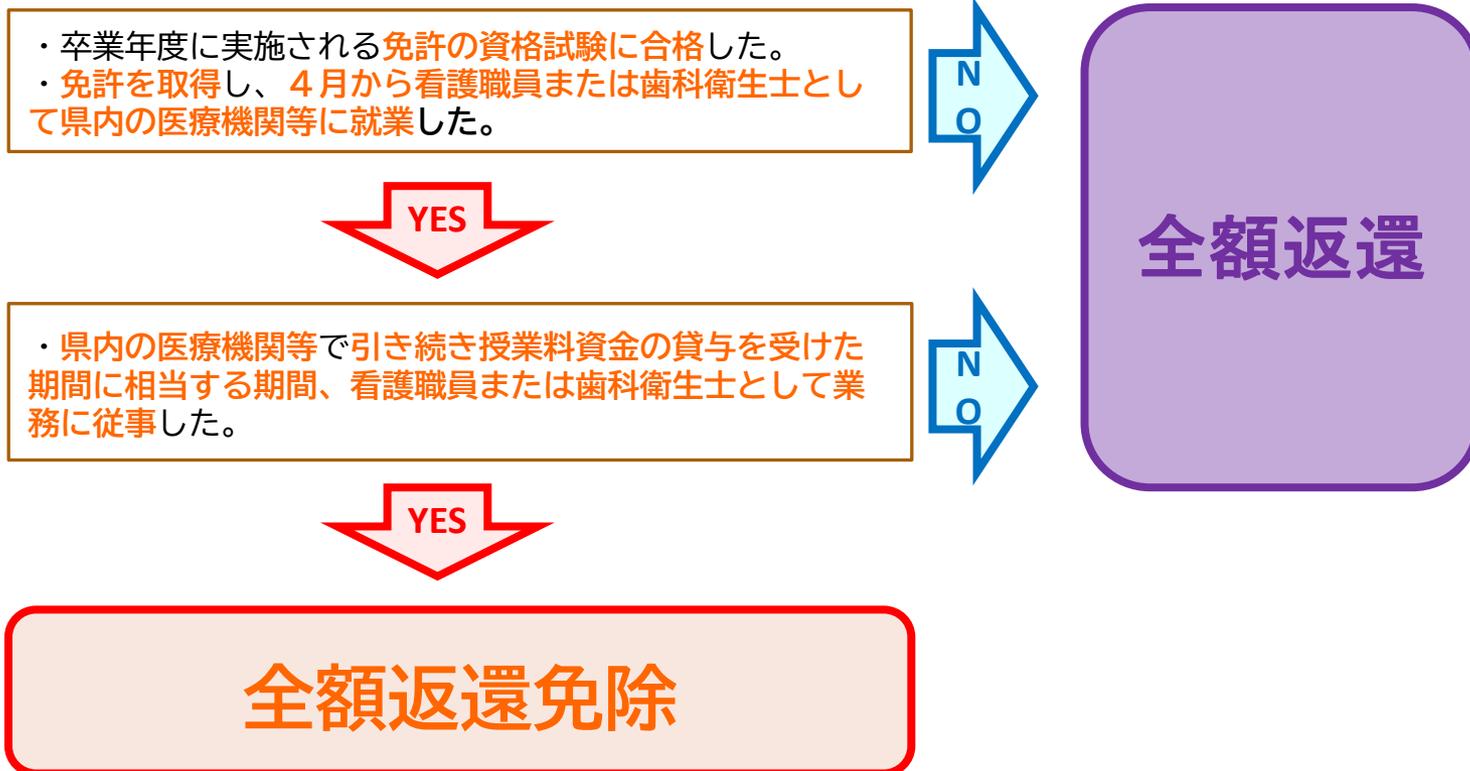


令和5年度以前にはじめて貸与を受けた方

県立看護職員等養成所 授業料資金卒業後の手続き

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

どんな場合に返還？免除？



本日の内容

- 授業料資金の返還
- 返還の猶予
- 返還の免除
- 貸与終了後の手続きについて

返還について

次の事由のどれか一つでも該当すれば、授業料資金を**全額返還**しなければなりません。

1. 卒業年度に実施される看護職員または歯科衛生士の国家試験に合格しなかったとき
(受験しなかった場合を含む)
2. 国家試験合格後直ちに、看護職員または歯科衛生士免許を取得しなかったとき
3. 免許取得後直ちに、看護職員または歯科衛生士として業務に就業しなかったとき
4. 県内の医療機関等に就業後、授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間経過する前に、
県内医療機関等にて看護職員または歯科衛生士として業務に従事しなくなったとき。

⇒上記 1 ～ 4 にかかる返還事由に該当する場合、**全額返還**となります。

返還について（手続き）

返還事由が発生したときの手続きは？

①返還計画書と②連帯保証人2名の印鑑登録証明書を提出してください。

返還方法は？

①一括返還か②分割返還を選択することができます。

※②の場合は、貸与を受けた期間内（例：3年借りた場合は3年以内）に均等払いにより返還。

<注意>

返還事由が発生しているにもかかわらず、

上記書類を提出しない場合は、全額一括請求する場合があります。

返還について（手続き）

<授業料資金の返還が遅れた場合>

返還金の納付が納期限を超過した場合、

年率14.5%で計算した延滞金が発生し、翌月以降返還金とあわせて請求

延滞金額＝返還請求している金額 × 期限の超過日数（日）/365 × 14.5%

※延滞金については、納期限の翌日から実際の納付日まで

年14.5%（閏年の日を含む場合でも、365日あたりの割合で計算します。）

※計算の結果、延滞金額が100円未満の場合は、延滞金は請求しません。

返還について（納付方法）

返還金の支払方法は？

1. 納入通知書による方法

2. 口座振替（口座引落とし）による方法

返還について（納付方法）

返還金の支払方法は？

1. 納入通知書による方法

返還月ごとに「納入通知書」が送られてきますので、

返還金を添えて最寄りの金融機関の窓口で納めてください。

※県の窓口では現金は取り扱っておりません。

※郵便局では納めることができません。

※指定された銀行以外からの入金には手数料がかかります。

※紛失等により「納入通知書」がない場合、入金ができませんので、

直ちに県に連絡し、再発行された納入通知書で、決められた納入期限までに納めてください。

※納入通知書は指定金融機関以外にコンビニやスマホアプリを利用して納付することも可能です。

※1回の返還金額が30万円以上である場合や納期限後の納付の場合は、コンビニやスマホアプリを使用することができませんので、金融機関で納付してください。

返還について（支払方法）

返還金の支払方法は？

2. 口座振替（口座引落とし）による方法

①初回返還時に県から送付される「口座振替申込書」を記入し、
取扱金融機関の窓口へ提出してください。

②手続き後1～2か月後に「口座振替開始のお知らせ」が送付され、
口座引落としが開始します。

（引落日は毎月末日、ただし月の末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）

※返還開始月と「口座振替開始のお知らせ」が届くまでは納入通知書で返還してください。

※残高不足等により口座引落としができなかった場合は延滞金が発生しますので、

口座残高不足とならないよう十分注意してください。

本日の内容

- 授業料資金の返還
- **返還の猶予**
- 返還の免除
- 貸与終了後の手続きについて

返還の猶予について

返還事由に該当する場合、原則授業料資金を返還しなければなりません、
次の事由のいずれか一つにあてはまるときは、必要な手続きを行って、その事由が継続する期間、
返還が猶予されます。

1. 他種の看護職員または歯科衛生士の養成施設（大学院含む）に進学したとき
2. 疾病や負傷等のやむを得ない理由により、看護職員または歯科衛生士の業務に従事できないと知事が認めるとき

返還の猶予について

1. 他種の看護職員または歯科衛生士の養成施設（大学院含む）に進学したとき

※養護教諭養成施設への進学した場合は、返還となります

猶予期間は？

進学先に在学している期間

猶予を受けるための必要書類は？

- ①返還猶予申請書（様式第9号）
- ②進学先の在学証明書
- ③連帯保証人2名の印鑑登録証明書
- ④進学するまでに勤務したすべての医療機関等の就業証明書

返還の猶予について

2. 疾病や負傷等のやむを得ない理由により、看護職員または歯科衛生士の業務に従事できないと知事が認めるとき

猶予期間は？

疾病や負傷等が継続する期間

猶予を受けるための必要書類は？

①返還猶予申請書（様式第9号）

②医師の診断書等

（看護職員等として業務に従事することができない休業期間（最長1年まで）の記載が必要。）

③連帯保証人2名の印鑑登録証明書

④返還猶予を受けるまでに勤務したすべての県内医療機関等の就業証明書

(補足)就業先に籍を置いたままの休業期間

就業先に籍を置いたままの産前・産後休業、育児休業、その他の休業期間については
猶予申請は不要です。(定期的実施する現況報告で該当期間を確認します)

<注意1>

ただし、これらの期間は就業期間には含みません。

<注意2>

出産を理由に退職した場合は返還となり、
返還開始後は、疾病による理由等があっても
返還猶予を受けることができなくなります。

本日の内容

- 授業料資金の返還
- 返還の猶予
- 返還の免除**
- 貸与終了後の手続きについて

返還の免除について

授業料資金はみなさんが養成施設に在学し、勉学をされている間、一時的にお貸しするものですから、卒業後は原則として返していただきます。ただし、養成施設を卒業後、次の条件を全て満たせば、必要な手続きを行って授業料資金の返還免除が受けられます。

返還免除の条件とは？

1. 卒業年度に実施される看護職員または歯科衛生士の国家試験に合格すること
2. 国家試験合格後直ちに、看護職員または歯科衛生士免許を取得すること
3. 免許取得後直ちに、県内の医療機関等に就業し、引き続き、授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間、看護職員または歯科衛生士として業務に従事すること
※「常勤」か「非常勤」かを問わず、週30時間以上の就業時間が必要です

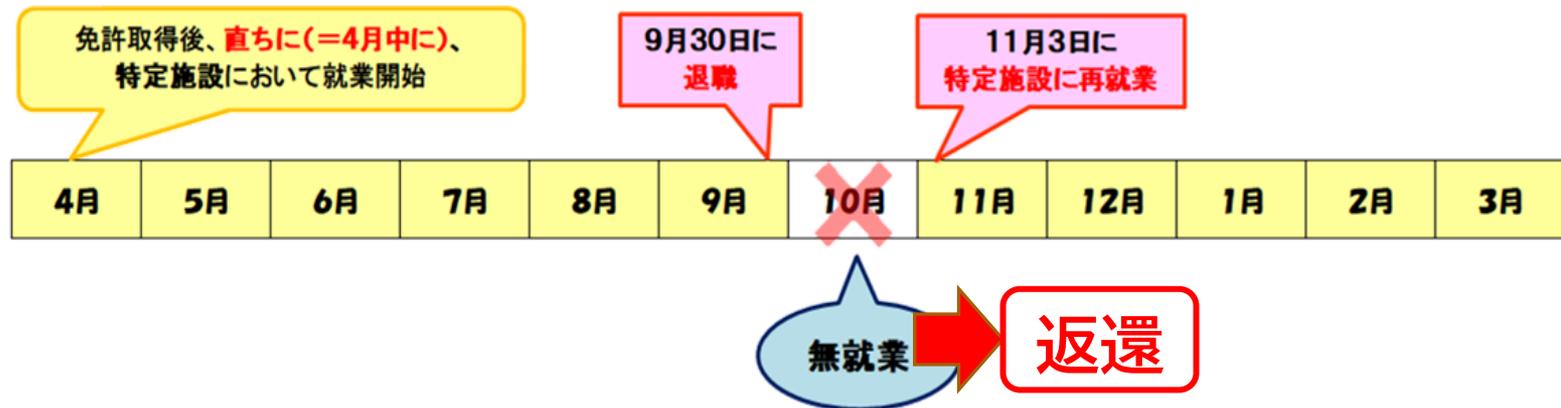
返還の免除について

県内の医療機関とは？

- ①病院
- ②診療所（歯科診療所を含む）
- ③介護老人保健施設
- ④看護職員等養成施設
- ⑤自治体
- ⑥老人ホーム
- ⑦福祉施設の一部等

※ただし、医療類似行為の施術所（あんま、はり、柔道整復師）での就業や養護教諭として就業したときは、看護職員等としての就業とは認められません。

「引き続き」業務に従事するとは？



○就業期間は月数単位で確認します。

○看護職員または歯科衛生士として一日も業務に従事していない月がある場合、「引き続き」とは認められず、**全額返還**となります。

本動画の内容

- 修学資金の返還
- 返還の猶予
- 返還の免除
- 養成施設卒業後の手続き

養成施設卒業後の手続き

はじめに自分がどれに該当するか確認しましょう。

- ①国家試験に合格し、県内医療機関等で、
看護職員または歯科衛生士として就業した場合
- ②他の看護職員または歯科衛生士を養成する学校養成所または
大学院に進学している場合
- ③返還事由に該当する場合
(県内医療機関等に就業しなかったなど)

先にお渡しした依頼文に従い、
令和8年5月29日までにオンライン申請！

養成施設卒業後の手続き

- ①国家試験に合格し、県内医療機関等に
看護職員または歯科衛生士として就業した場合

<提出書類>

●就業証明書

●免許証または登録済み証明書の写し

※授業料資金の貸与を受けていた課程で取得したもの

養成施設卒業後の手続き

②他の看護職員または歯科衛生士を養成する学校養成所または大学院に進学している場合

<提出書類>

- 返還猶予申請書
- 在学証明書
- 連帯保証人2名の印鑑登録証明書
- 免許証または登録済み証明書の写し

※授業料資金の貸与を受けていた課程で取得したもの

養成施設卒業後の手続き

③返還事由に該当する場合

(県内医療機関等に就業しなかったなど)

<提出書類>

●返還計画書

●連帯保証人2名の印鑑登録証明書

養成施設卒業後の手続き

留意事項

○国家試験合格後は速やかに免許申請手続きを行って
ください。

免許申請後、手元に免許証が届くまで通常2～3か月程度かかります。
登録年月が遅れますと、返還することとなる場合もありますので、ご注意ください。

養成施設卒業後の手続き

留意事項

○免許申請時に必ず「登録済み証明書ハガキ」の発行手続きを行ってください。

※登録済み証明書ハガキ：看護職員等の籍に登録されたことを証明する書類。手続き後約1か月程度で発行されます。

養成施設卒業後の手続き

以下の事由に該当する場合は、速やかに届出を行ってください。

- 住所・氏名を変更したとき ➡住所氏名変更届

- 就業施設を変更したとき ➡就業証明書（※）
（※）退職した施設と新しく就業した施設の分が必要となります。

- 全額免除を受ける前に他種の看護職員または歯科衛生士の養成施設に進学したとき・猶予を受けようとするとき
➡返還猶予申請書等

- 看護職員または歯科衛生士としての業務に従事しなくなったとき
返還猶予事由に該当しなくなったとき
➡返還計画書（様式第7号）
連帯保証人の印鑑登録証明書

養成施設卒業後の手続き

返還免除条件を満たすまでに、県内医療機関等に就業している間や返還猶予を受けている間は、定期的に県が確認を行いますので、現況報告をお願いします。

<報告方法>

しがネット受付サービス(オンラインフォーム)
で報告していただきます。

※報告時に施設が作成された就業証明書の写真を撮影いただき、添付する必要があります。

養成施設卒業後の手続き

返還免除条件を全て満たした場合は、速やかに
返還免除申請手続きを行ってください。

<提出書類>

●返還免除申請書

●就業証明書

※免除を受ける時期までに県へ提出した現況報告等で就業を確認できていない期間に相当する証明書の提出が必要。

●免許証の写し

※上記以外にも必要に応じて、追加で書類提出を求める場合がありますので、ご承知おきください。

書類の提出先について

○卒業後の手続きにかかる各種書類の提出先は
「滋賀県健康医療福祉部医療政策課」です。

○郵送の場合、**郵送にかかる費用は全て申請者側の負担**となります。

最後に

最後までご清聴いただき、ありがとうございました。
お手元のアンケートのご回答をお願いします。
説明会の内容や制度・手続きでご不明な点等がありましたら、
下記までご連絡ください。

担当課：滋賀県健康医療福祉部医療政策課
住所：〒520-8577
滋賀県大津市京町4丁目1番1号
TEL：077-526-8188（直通）
Mail：kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp

滋賀県立看護師等養成所授業料資金にかかる卒業後に必要な手続きについて
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/343225.html>

